

令和5年度 香川県の消費者行政の概要

1 関係機関との連絡調整等

消費者行政関係機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、情報交換や施策の調整を行った。また、県民に最も身近な行政機関である市町に対して、情報提供や助言等を行っている。

(ア) 消費生活審議会

消費者行政の概要や消費生活相談の状況等について審議する。

- ・構成 消費者代表5名（うち公募委員2名）、事業者代表5名、学識経験者5名
- ・開催日 令和6年1月15日

(イ) 食品表示指導推進委員会

食品表示の指導状況や計画、消費者および事業者への普及啓発等について意見交換を行い、各委員から多数の意見や質問をいただいた。

- ・構成 学識経験者3名、生産者2名、流通業者3名、製造業者2名、消費者3名
- ・開催日 令和5年7月24日

(ウ) 食品安全連絡会議表示部会

食品表示関係法令の円滑な施行のため、表示の適正化への取り組みや関係各課等との連携等について、意見交換を行った。

- ・構成 暮らし安全安心課、健康福祉総務課、薬務課、生活衛生課、農政課、農業生産流通課、畜産課、水産課、高松市
- ・開催日 令和5年5月30日

(エ) 多重債務者対策協議会

多重債務被害を防止するため、多重債務者の支援・救済、関係機関の連携等について、書面にて開催予定。

- ・構成 暮らし安全安心課、消費生活センター、健康福祉総務課、精神保健福祉センター、財務局、市町、県警察、弁護士会、司法書士会、日本貸金業協会、暴力追放運動推進センター、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会

(オ) 市町消費者行政主管課長会議

消費者行政や消費者相談の状況について情報共有や意見交換を行った。

- ・構成 暮らし安全安心課、消費生活センター、市町
- ・開催日 令和5年5月30日

2 消費者教育・啓発等

(ア) 消費者月間（5月）事業

○ 消費生活パネル展

高松市との共催により、エシカル消費やネットトラブルによる消費者被害に関するパネル展を開催した。

- ・実施日 令和5年5月27日、28日
- ・場所 イオンモール高松 1階シーコート会場

○ 消費者支援功労者顕彰

県において多年にわたり消費者の利益の擁護及び増進に功績のあった個人を顕彰した。

- ・ベスト消費者サポーター章（消費者庁表彰） 受章者2名
- ・香川県消費者支援功労者顕彰（知事感謝状） 受賞者3名

(イ) 大学等における消費者講座の開設

香川大学及び香川短期大学と連携し、金融広報委員会・県警察等の協力により、正規授業の一環として消費者啓発リレー講座を開催中。

- ・香川大学法学部（講義科目「消費者生活と法」において授業10回、令和5年11月～令和6年1月）
- ・香川短期大学経営情報科（講義科目「社会学」において授業2回、令和5年12月）

(ウ) 教員向け研修

教育委員会と連携し、中堅教諭等資質向上研修（対象者：在職期間が6年を経過した公立小・中学校、県立高校・特別支援学校の教諭等）において消費者教育研修を実施した。

(エ) 金融に関する広報啓発

香川県金融広報委員会（事務局：日本銀行高松支店内）、香川県、四国財務局が共催で、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・消費者教育活動として金融経済講演会を開催した。

- ・開催日 令和5年11月29日
- ・場所 レクザムホール（香川県県民ホール） 小ホール
- ・講師 杉村太蔵氏

(オ) 地域における消費者教育

(1) 四国4県連携セミナー 四国から広げる「消費者市民社会」in 香川

四国4県の消費者や事業者等が消費者行政・消費者教育への意識を高め、連携して課題解決に取り組もうとする機運の醸成を図るため、四国4県が連携し、消費生活について学ぶセミナーを会場とオンラインで同時開催する。

- ・テーマ 知ろう！考えよう！デジタル時代の消費生活～快適、そして安全なくらしに～
- ・開催日 令和6年1月16日
- ・場所 香川県社会福祉総合センター1階コミュニティホール
- ・講師 東京経済大学教授/弁護士 村 千鶴子 氏
- ・四国4県のパネリストによるパネルディスカッションを実施（当県のパネリストは県消費生活審議会の肥塚委員）

(2)消費生活に関する資格取得講座

香川県と(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会〔NACS〕との共催で、国家資格である消費生活相談員の資格取得を支援するための講座を開催した。

- ・内容 ①事前講座(全1回・ガイダンス講座)、②本講座(全4回・一次試験対策)、③論文・面接対策講座(全1回・二次試験対策)
- ・開催時期 ①令和5年5月 ②令和5年7月 ③令和5年10月
- ・場所 ①②県庁本館12階会議室、③香川国際交流会館(アイパル香川)
- ・講師 NACS 専門講師
- ・参加人数 ①30名 ②37名 ③20名
- ・平成27年度から開催しており、今年度で9回目の開催。
- ・県消費生活センターの消費生活相談員のうち、4名が当講座出身者。
- ・運営は香川県消費者団体連絡協議会に委託。

(3)消費者セミナー

香川県と日本ファイナンシャル・プランナーズ協会または(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会〔NACS〕との共催で、消費生活に必要な知識や情報の普及啓発を行うため、一般消費者を対象とした消費者セミナーを開催している。

- ・テーマ ①住まいと公的制度、②デジタル時代の消費生活、③独占禁止法と景品表示法
- ・開催日 ①令和5年11月11日、②12月16日、③令和6年1月20日
- ・場所 県庁本館12階会議室
- ・講師 ①ファイナンシャルプランナー、②大学教授、③公正取引委員会職員
- ・参加人数 ①36名、②41名、③50名(予定)
- ・運営は香川県消費者団体連絡協議会に委託。

(4)くらしのセミナー

市町等の協力を得て、消費者グループ、老人クラブ等を対象に、悪質商法等の消費者問題・健康・福祉・環境等、日常生活に密着したテーマについてのセミナーを開催している。

- ・実施回数 179回
- ・参加者数 4,142人(12月31日時点)
- ・1月以降開催予定回数 22回、参加予定数 715人

3 事業者に対する調査・指導

(ア) 特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例

不当な取引行為の適正化を図るため、特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例に基づき、悪質な勧誘行為等を行っている事業者に対し、調査、指導を行っている。

- ・文書指導 1件

(イ) 食品表示法

生鮮食品や加工食品の品質表示について、巡回調査、立入検査等を行い、不適正な表示を行っている事業者に対し、指導を行っている。巡回調査については、引き続き実施予定。

- ・巡回調査 12か所(事業者への指導 12件)
- ・その他調査 3件(事業者への指導 1件)

(ウ) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

商品及び役務の取引に関する景品類及び表示について、調査を行い、不当に顧客の誘引を行っている事業者に対し、指導を行っている。

- ・調査 4件（事業者への指導 1件）

(エ) 家庭用品品質表示法

繊維製品や雑貨工業品などの家庭用品の品質表示について、立入検査を実施予定。

(オ) 消費生活用製品安全法

特定製品（消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品：石油ストーブやライター等）について、PSCマークが付されているものが販売されているか、立入検査を実施予定。

(カ) 消費生活協同組合法

県が所管する消費生活協同組合（地域生協 6、職域生協 9）及び生活協同組合連合会（以下「組合」）からの届出の受付や定款変更等の許認可などを処理した。また、3組合の業務及び会計状況について、指導検査を実施中。

(キ) 貸金業法

県知事登録を行っている貸金業者からの変更・更新登録事務を行った。（計6事業者）

- ・立入検査 2事業者